

仮放免取扱要領

第1章 総 則

(目的)

第1条 この取扱要領は、出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）及び出入国管理及び難民認定法施行規則（以下「施行規則」という。）に規定する仮放免の取扱いを規定し、もって仮放免事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(管轄)

第2条 収容令書による被収容者の仮放免（以下「収令仮放免」という。）の事務は、本取扱要領に特別の規定がある場合を除き、当該被収容者の退去強制に係る事件（以下「事件」という。）が係属している地方出入国在留管理局又は同支局（以下「地方出入国在留管理官署」という。）において行う。

2 退去強制令書による被収容者の仮放免（以下「退令仮放免」という。）の事務は、当該被収容者を収容している入国者収容所又は地方出入国在留管理官署（以下「入国者収容所等」という。）において行う。

(移管)

第3条 入国者収容所長は、退令仮放免を許可したときは、被仮放免者の指定住居（施行規則第49条第3項により入国者収容所長又は主任審査官が指定する仮放免中の住居をいう。以下同じ。）のある区域を管轄する地方出入国在留管理官署に当該被仮放免者に関する仮放免の事務を移管しなければならない。ただし、帰国準備が目的などで仮放免の期間を1月以内に限り許可したときは、移管しないことができる。

2 地方出入国在留管理官署の長は、当該地方出入国在留管理官署の主任審査官が退令仮放免を許可する場合において、被仮放免者の指定住居を管轄区域外に指定したとき又は既に退令仮放免の許可を受けている者の指定住居を管轄区域外へ変更したときは、当該指定住居のある区域を管轄する地方出入国在留管理官署の長と協議して仮放免の事務を当該地方出入国在留管理官署に移管することができる。

(移管書及び添付書類)

第4条 地方出入国在留管理官署の長は、事件を移管する場合で容疑者が収令仮放免を許可されているときは、収令仮放免に関する事務を併せて移管するものとし、事件の移管に当たっては、移管書（別記第1号様式）に収容令書及び仮放免に関する書類を添えて行う。

2 入国者収容所等の長は、退令仮放免に関する事務を移管するときは、移管書に、事件概要書があればその写し、退去強制令書及び仮放免に関する書類を添えて行う。

第2章 請求による仮放免の手續

(仮放免許可申請書の提出)

第5条 仮放免許可申請書（施行規則別記第66号様式）は、収令仮放免の場合にあっては事件の係属している地方出入国在留管理官署の主任審査官に、退令仮放免の場合にあっては当該被収容者を収容している入国者収容所の長又は地方出入国在留管理官署の主任審査官（以下「所長等」という。）に提出させるものとする。

2 所長等は、申請に際して仮放免の許可を受けようとする被収容者の名義に係る有効な旅券の有無を確認するものとし、有効な旅券を所持していない場合は、その理由書を提出させるものとする。

3 入国者収容所長は、収容令書により入国者収容所に収容されている被収容者に係る仮放免許可申請書の提出があったときは、仮放免の許否その他に関する意見を付して第7条に規定する添付書類と共に当該申請書を速やかに事件係属の地方出入国在留管理官署の主任審査官に送付し、その回答を待つて処理するものとする。ただし、急速を要するときは、電話その他適宜の方法により当該主任審査官に連絡し、許可して差し支えない旨の回答があったときは、これを許可することができる。

4 仮放免許可申請書は、仮放免の許可を受けようとする被収容者ごとに提出させなければならない。

(同前—被収容者以外の者の提出)

第6条 所長等は、被収容者以外の者から仮放免許可申請書の提出があった場合には、その者が法第54条第1項の規定により仮放免を請求することができる者であることを証明するに足りる書類を提示させ、又はその写しを添付させるものとする。

2 前項の場合において、仮放免の申請人が外国人であるときは、その者の所持する旅券又はこれに代わる証明書、在留カードその他身分関係を証明するに足りる書類についても提示させ、又はその写しを添付させるものとする。

3 前2項の場合において、所長等が当該書類の提示又は添付を省略させても差し支えないと認めるときは、その一部又は全部を省略させることができる。

(添付書類)

第7条 仮放免許可申請書の提出に当たっては、身元保証人となるべき者の作成した身元保証書（別記第2号様式）及びその者の職業、収入、資産、被収容者との関係等を疎明するに足りる書類並びに仮放免を請求する理由を疎明するに足りる書類を添付させなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、身元保証人となるべき者が外国人であるときについて準用する。

(仮放免許可申請書の受理及び入国審査官等の意見)

第8条 仮放免に関する事務を担当する入国審査官（入国者収容所にあつては、法務

事務官。以下同じ。)は、仮放免許可申請書を受理したときは、当該申請書を仮放免関係決裁書(別記第3号様式)により首席審査官(仮放免に関する事務をつかさどる首席審査官; 入国者収容所にあつては、総務課長。以下同じ。)、首席入国警備官(収容令書又は退去強制令書の執行に関する事務をつかさどる部門の首席入国警備官。以下同じ。)、警備監理官(警備監理官が置かれていない地方出入国在留管理局を除く。以下同じ。)及び次長又は監理官を経由し、主任審査官又は入国者収容所長に提出する。

- 2 前項の場合において、仮放免に関する事務を担当する入国審査官、首席審査官、首席入国警備官、警備監理官及び次長又は監理官は、仮放免関係決裁書に仮放免の許否、仮放免の保証金(以下「保証金」という。)の額、条件及び期間等に関する意見を付さなければならない。
- 3 主任審査官は、前項の規定によるほか、被収容者が現に審査又は口頭審理を受けているときは、求意見書(別記第4号様式)により審査又は口頭審理を担当している入国審査官又は特別審理官に対して意見を求めなければならない。ただし、第5条第3項ただし書の場合は、これを省略することができる。
- 4 入国審査官又は特別審理官は、前項の意見を求められたときは、被収容者の容疑事実及び第9条各号の点を勘案し、容疑者の身体の拘束を解くことが審査又は口頭審理の遂行を妨げるおそれがないかどうかを十分に考慮して、意見を付す。

(仮放免の許否)

第9条 所長等は、仮放免許可申請書並びに第6条及び第7条に規定する書類の提出又は送付を受けたときは、被収容者の容疑事実又は退去強制事由及び前条に定める入国審査官等の意見のほか、次の点を勘案し、仮放免を許可することができる。

- (1) 仮放免請求の理由及びその証拠
- (2) 被収容者の性格、年齢、資産、素行及び健康状態
- (3) 被収容者の家族状況
- (4) 被収容者の収容期間及び収容中の行状
- (5) 出入国在留管理関係の処分等に関する行政訴訟が係属しているときは、その状況
- (6) 難民認定申請中のときは、その状況
- (7) 出身国・地域の政府又は大使館・領事館等との間の送還手続に係る調整の状況
- (8) 有効な旅券を所持していないときは、その正当な理由の有無
- (9) 身元保証人となるべき者の年齢、職業、収入、資産、素行、被収容者との関係及び引受け熱意
- (10) 逃亡し、又は仮放免に付す条件に違反するおそれの有無
- (11) 日本国の利益又は公安に及ぼす影響
- (12) 人身取引等の被害の有無
- (13) その他特別の事情

(仮放免許可申請の終止)

第9条の2 所長等は、次の各号の一に該当するときは、仮放免許可申請を終止とすることができる。

- (1) 被収容者が死亡したとき
- (2) 被収容者が出所したとき
- (3) 申請取下げの意思表示がなされたとき

2 前項の規定により仮放免許可申請を終止とした場合、仮放免許可申請書、添付書類等の関連書類について、被収容者が本邦から退去し、又は在留特別許可を受けた日から1年間保存しなければならない。

(出入国在留管理庁長官の承認)

第10条 所長等は、次の各号の一に該当する被収容者に係る仮放免許可申請書の提出を受けたときは、その許否の決定に当たり、事前に入出国在留管理庁長官（以下「本庁長官」という。）の承認を得なければならない。

- (1) 容疑事実又は退去強制事由が法第24条第3号の2、第3号の3又は第4号オないしヨに該当する者
- (2) 仮放免の許否が日本国の利益又は公安に重大な影響を与えると認められる者
- (3) その他特別な事情があると認められる者

第3章 職権による仮放免の手續

(職権仮放免)

第11条 所長等は、仮放免を必要かつ相当と認めるときは、職権で仮放免することができる。

(仮放免関係決裁書の提出)

第12条 首席審査官又は首席入国警備官は、前条の職権による仮放免を必要かつ相当と思料する被収容者があるときは、所長等に仮放免関係決裁書を提出する。

2 収容令書による被収容者に関する前項の仮放免関係決裁書が入国者収容所長に提出されたときは、第5条第3項の規定を準用する。

3 第8条の規定は、前2項について準用する。

(仮放免の許否)

第13条 所長等は、前条による仮放免関係決裁書の提出を受けたときは、前条の入国審査官等の意見を勘案し、職権で仮放免することが必要かつ相当と認められるか否かを検討した上、仮放免の許否を決定しなければならない。

第4章 仮放免の許可・不許可

(仮放免の許可)

第14条 所長等は、仮放免を許可するときは、仮放免許可書（施行規則別記第67

号様式)を作成し、所定欄に被仮放免者の写真を貼付し、当該写真にその一部がかかるようにしてシールプレスを押した上、これをその者に交付しなければならない。ただし、16歳未満の者については写真を貼付することを省略することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により写真の貼付を省略したときは、当該被仮放免者が16歳に達したときに、3月以内に撮影した写真を提出させ、仮放免許可書に貼付するなど、前項本文と同様の処理を行うものとする。
- 3 主任審査官は、第5条第3項又は第12条第2項の規定により仮放免許可申請書及び添付資料又は仮放免関係決裁書の送付を受けて仮放免を許可するときは、直ちに仮放免許可書を当該被収容者が収容されている入国者収容所の長に送付し、その交付を依頼する。
- 4 所長等は、仮放免許可書を作成したときは、その写しを作成し、保管しなければならない。
- 5 所長等は、新たに仮放免許可となった者に対して仮放免許可書を交付するときは、入国審査官を通じて、第17条に定めるところにより決定した条件の内容及び第40条に定める動静監視の趣旨について説明するものとする。

(仮放免の不許可)

第15条 所長等は、仮放免を許可しないときは、不許可通知書(別記第5号様式)を作成し、仮放免の申請人に対して交付する。

- 2 主任審査官は、第5条第3項又は第12条第2項の規定により仮放免許可申請書及び添付資料又は仮放免関係決裁書の送付を受けて仮放免を許可しないときは、不許可通知書を作成し、仮放免の申請人に対して交付するとともに、その写しを当該被収容者が収容されている入国者収容所の長に送付する。ただし、被収容者が仮放免の申請人であるときは、不許可通知書を当該被収容者が収容されている入国者収容所の長に送付して、その交付を依頼する。
- 3 所長等は、前2項の規定により不許可通知書を交付するときは、教示書(別記第35号様式)を不許可通知書に添付するとともに、教示書の内容を申請人に知らせるための必要な措置をとらなければならない。
- 4 前項の不許可通知書及び教示書は写しを作成するとともに、余白部分に申請人から受領の署名(日付を含む)を任意に徴し、同写しについては、仮放免を不許可とした者が、本邦から退去し、又は在留特別許可になった日から1年間保管しなければならない。

(仮放免許可書の再交付)

第16条 所長等は、被仮放免者から仮放免許可書の盗難、紛失若しくは滅失により、又は著しくき損若しくは汚損したことによりその再交付の申出があったときは、盗難、紛失若しくは滅失の経緯等を記載した始末書等又はき損若しくは汚損した仮放免許可書を添付した仮放免許可書再交付申請書(別記第6号様式)を提出させるものとする。

- 2 所長等は、前項の申請書の提出を受けた場合において、盗難、紛失若しくは滅失

の事実が認められるとき、又はき損若しくは汚損により再交付することを適当と認めるときは、仮放免許可書の写しに基づいて仮放免許可書を作成し、速やかに再交付しなければならない。

- 3 前項の場合において、再交付する仮放免許可書の表面に再交付であることの表示をするとともに、裏面に再交付年月日及び再交付の理由を記載しなければならない。
- 4 所長等は、前3項の規定にかかわらず、退令仮放免者の仮放免許可期間が2年に達している場合、退令被仮放免者から3月以内に撮影した写真を提出させ、同写真を貼付した仮放免許可書を再交付することができる。
- 5 仮放免の事務が移管された被仮放免者から、仮放免許可書再交付申請書が提出された場合は職権により、当該被仮放免者の仮放免の事務を現に取り扱っている主任審査官が記名・押印した仮放免許可書を再交付することができる。

第5章 条件及び期間

(条件等の決定)

第17条 所長等は、仮放免を許可するに当たっては、仮放免の許可を受けようとする被収容者の住居を指定し、行動範囲の制限を定め、出頭義務を課し、仮放免の期間を定め、及び必要に応じ就労活動の禁止を含むその他の条件を定めるとともに、これらを仮放免許可書に記載し、かつ、仮放免の許可を受けようとする被収容者、仮放免の申請人及び身元保証人からこれらの条件を遵守する旨の誓約書（別記第7号様式）を徴しなければならない。

(出頭義務)

第18条 所長等は、被仮放免者の仮放免条件遵守の状況及び仮放免を継続する必要性の有無を検討するため、毎月1回又は仮放免の期間が満了する前の適当な日時を指定し、当該被仮放免者をその指定住居のある区域を管轄する地方出入国在留管理官署（第39条第1項の規定により当該被仮放免者の動静監視の依頼をしている場合にあっては、当該地方出入国在留管理官署）に出頭させるとともに、被仮放免者から、その生活状況を聴取し、又は生計に係る疎明資料の提出を求めるなど、被仮放免者の仮放免継続の必要性を確認しなければならない。

2 前項の場合において、収令仮放免中の被仮放免者については、審査又は口頭審理を担当している入国審査官又は特別審理官と調整の上、適宜、出頭日時を指定しなければならない。

3 所長等は、被仮放免者が病気その他やむを得ない事由により指定した日時及び場所に出頭することができない事情があると認めるときは、出頭に代えその事情を疎明する書類を提出させなければならない。

(仮放免の期間)

第19条 退令仮放免の期間は、原則として、1か月以内とし、期間の末日は休祝日

を避け、かつ、終期は時刻をもって表示しなければならない。

- 2 収令仮放免の期間は、原則として、認定若しくは判定の確定若しくは大臣裁決結果の告知又は法第61条の2の4第1項の許可を受けるまでとする。
- 3 病気治療等のため長期間の仮放免を必要とする場合は、第1項の規定にかかわらず3か月以内の期間を定めることができる。この場合においても、期間の末日は休祝日を避け、かつ、終期は時刻をもって表示しなければならない。

(指定住居の変更)

第20条 所長等は、被仮放免者から指定住居の変更許可の申出があったときは、住居変更の必要性を疎明するに足りる書類を添付した身元保証人連署による指定住居変更許可申請書(別記第8号様式)を提出させるものとする。

- 2 所長等は、指定住居の変更を許可するときは、当該被仮放免者の仮放免許可書に記載されている指定住居を書き換えなければならない。
- 3 前項の場合において、第3条の規定により仮放免に関する事務を併せて移管するときは、所長等は、適当な日時を指定し、被仮放免者に移管先の地方出入国在留管理官署への出頭を命じなければならない。
- 4 移管先の地方出入国在留管理官署の長は、前項の規定により被仮放免者が出頭したときは、到着届(別記第9号様式)を提出させなければならない。
- 5 前項の到着届の提出を受けた移管先の地方出入国在留管理官署の主任審査官は、当該被仮放免者の仮放免許可書の余白部分に到着確認と記載し、入国審査官認証印を押印するものとする。
- 6 第18条第3項の規定は、本条第3項により出頭を命じられた被仮放免者が指定された日時に出頭しないときについて準用する。
- 7 所長等は、指定住居の変更を許可しないときは、不許可通知書(別記第5号様式)を作成し、申請人に対して交付する。

(行動範囲の一時拡大)

第21条 所長等は、被仮放免者から行動範囲外への一時旅行許可の申出があったときは、旅行の目的、必要性、旅行に要する期間等を疎明するに足りる書類を添付した身元保証人連署による一時旅行許可申請書(別記第10号様式)を提出させるものとする。

- 2 所長等は、一時旅行を許可するときは、旅行先、旅行経路及びその期間を指定し、これらを記載した一時旅行許可書(別記第11号様式)を当該被仮放免者に交付しなければならない。
- 3 所長等は、当該被仮放免者が旅行を終えたとき、若しくは中止したとき、又は指定した旅行期間が満了したときは、速やかに一時旅行許可書を返還させなければならない。
- 4 前条第7項の規定は、所長等が一時旅行を許可しないときについて準用する。

(一時旅行期間の延長)

第22条 所長等は、一時旅行の許可を受けた被仮放免者から一時旅行期間の延長許

可の申出があったときは、当該被仮放免者又は身元保証人から、延長を求める理由、必要性、延長の期間等を疎明するに足りる書類を添付した一時旅行期間延長許可申請書（別記第12号様式）を提出させるものとする。ただし、急速を要すると認めるときは、電話による申出をもって当該申請書の提出に代えさせ、又は当該申請書及び同添付書類を最寄りの地方出入国在留管理官署を経由して提出させることができる。

- 2 所長等は、一時旅行期間の延長を許可するときは、延長の期間を決定し、一時旅行許可書に記載されている期間を書き換えなければならない。ただし、必要と認めるときは、被仮放免者の所在する最寄りの地方出入国在留管理官署の主任審査官に書換えを依頼することができる。
- 3 第20条第7項の規定は、所長等が一時旅行期間の延長を許可しないときについて準用する。ただし、急速を要すると認めて、電話による申出をもって一時旅行期間延長許可申請書の提出に代えさせたときは、電話をもって許可しない旨を告げることで不許可通知書の交付に代えることができ、また、最寄りの地方出入国在留管理官署を経由して当該申請書等を提出させたときは、同官署を経由して不許可通知書を交付することができる。

（仮放免期間の延長）

第23条 所長等は、被仮放免者から仮放免期間の延長許可の申出があったときは、被仮放免者の名義に係る有効な旅券を提示並びに第7条に規定する書類及び延長を求める必要性及び延長の期間等を疎明するに足りる書類を添付した身元保証人連署による仮放免期間延長許可申請書（別記第13号様式）を提出させるものとする。ただし、添付すべき書類については、被仮放免者の動静監視の結果等に応じて、適宜、省略することができる。

- 2 前項の申出は、被仮放免者が、病気治療等のやむを得ない事情により、3月以上にわたり、出頭が困難となった場合、当該被仮放免者の身元保証人が、代理で行うことができる。
- 3 所長等は、仮放免の期間の延長に係る許否を判断するに当たっては、第18条第1項の規定により確認した結果を考慮しなければならない。
- 4 所長等は、仮放免の期間の延長を許可するときは、延長の期間を決定し、仮放免許可書に証印（別記第14号様式）を押なつしなければならない。ただし、必要と認めるときは、当該被仮放免者の指定住居のある区域を管轄する地方出入国在留管理官署の主任審査官に証印を依頼することができる。
- 5 一時旅行の許可を受けた被仮放免者が、病気その他やむを得ない事由により、仮放免期間内に指定住居に帰ることができない場合の仮放免期間延長の手續については、第22条の規定を準用する。
- 6 第20条第7項の規定は、所長等が仮放免期間の延長を許可しないときについて準用する。
- 7 第15条第3項及び第4項の規定は、前項の仮放免期間の延長を許可せず不許可

通知書を交付するときについて準用する。

(身元保証人の変更)

第24条 所長等は、身元保証人から身元保証の辞退の申出があったとき、又は被仮放免者から身元保証人の変更の申出があったときは、被仮放免者又は身元保証人に新たに身元保証人となるべき者を選定させ、新たに選定された身元保証人の身元保証書、職業、収入、資産、被仮放免者との関係及び身元保証人変更の理由等を疎明するに足りる書類を添付した身元保証人及び新たに身元保証人となるべき者の連署による身元保証人変更許可申請書（別記第15号様式）を提出させるものとする。

2 前項の場合において、新たに身元保証人となるべき者が外国人であるときは、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 所長等は、新たに身元保証人となるべき者について第9条第9号を勘案し、身元保証人の変更を許可するときは、直ちに身元保証人変更許可書（別記第16様式）を作成し、被仮放免者に交付する。

4 所長等は、身元保証人の変更を許可しないときは、不許可通知書（別記第5号様式）を作成し、被仮放免者に対して交付する。

(入国審査官等の意見等の規定の準用)

第25条 第8条（第3項ただし書を除く。）の規定は、第16条、第20条、第21条、第22条、第23条及び第24条の申請について準用する。

第6章 保証金及び保証書

(保証金に対する他の法令との関係)

第26条 保証金の取扱いについては、他の法令に特別の規定のある場合を除き、この章に定めるところによる。

(保証金の額の決定)

第27条 所長等は、第9条又は第11条の規定により仮放免を許可するときは、逃亡又は仮放免に付す条件に違反するおそれの程度を考慮し、法第54条第2項及び施行規則第49条第5項に定める範囲内において、適当な保証金の額を決定しなければならない。ただし、第11条の規定により仮放免を許可するときは、保証金の納付を免除することができる。

(保証金の納付者)

第28条 保証金は、仮放免の申請人又は身元保証人等に納付させるものとする。

2 保証金は、仮放免の許可を受ける被仮放免者ごとに納付させなければならない。

3 所長等は、保証金の納付者から保証金の納付の辞退の申出があったとき、又は被仮放免者から保証金の納付者の変更の申出があったときは、被仮放免者又は保証金の納付者に新たに保証金の納付者となるべき者を選定させ、保証金の納付者及び新たに保証金の納付者となるべき者の連署による保証金納付者変更届（別記第17号

様式)を提出させるとともに、新たに保証金の納付者となるべき者に保証金を納付させるものとする。

(保証金の還付)

第29条 所長等は、被仮放免者が次の各号の一に該当するとき、又は前条第3項の規定により新たに保証金の納付者となるべき者が同額の保証金を納付したときは、保証金の納付者又はその代理人の請求を待って保証金を全部還付しなければならない。

(1) 法第47条第1項による認定、第48条第6項による判定又は第49条第4項による裁決があったとき。

(2) 法第50条の規定による在留特別許可を受けたとき。

(3) 法第52条第4項の規定による自費出国により出国したとき。

(4) 再び収容されたとき(仮放免の取消しによる場合を除く。)

(5) その他仮放免が消滅したとき(仮滞在許可を受けたときを含む。)

2 仮放免の取消しにより保証金の一部没取が行われた場合の残額の還付は、前項に準じて扱う。

3 保証金を還付したときは、還付を受けた者から受領書を徴しなければならない。

(保証金還付の特例)

第30条 主任審査官は、収令仮放免の許可を受けている者に対し、退去強制令書の執行と同時に退令仮放免を許可するときは、保証金の納付者から願書(様式任意)の提出を待って収令仮放免のため納付させた保証金をそのまま退令仮放免の保証金の全部又は一部に充てることができる。

2 収令仮放免の際に納付された保証金の額よりも退令仮放免に際しての保証金の額が下回る場合の残額の還付は、前条第1項に準じて扱う。

3 前条第3項の規定は、前項の還付について準用する。

(保証書の提出)

第31条 所長等は、仮放免の申請人(仮放免の許可を受けようとする被収容者を除く。)又は身元保証人が法第54条第3項の規定により保証書を提出しようとするときは、その申請の理由を疎明するに足りる書類を添付した保証書差出許可申請書(別記第18号様式)に申請の理由を疎明するに足りる書類を添付させ、これを提出させなければならない。

2 所長等は、前項の場合において、第8条に定める入国審査官等の意見を参考とし、かつ、次の諸点を勘案して、保証書をもって保証金の全部又は一部に代えることの可否を決定しなければならない。

(1) 申請の理由

(2) 保証書を提出しようとする者の年齢、職業、収入、資産、素行及び被収容者との関係

(3) 被収容者の性格、年齢、資産、素行及び健康状態

3 第8条第1項及び第2項の規定は、前項の可否の決定について準用する。

4 所長等は、保証書差出を許可したときは、保証書（施行規則別記第69号様式）を提出させなければならない。

5 所長等は、保証書差出を許可しないときは、不許可通知書（別記第5号様式）を作成し、申請人に対して交付する。

（保証書及び受領書の保管）

第32条 保証書並びに第29条第3項、第30条第3項及び第36条第2項の受領書（以下「受領書」という。）の保管責任者は、歳入歳出外現金出納官吏とする。

2 所長等は、保証書及び受領書を徴したときは、速やかに歳入歳出外現金出納官吏に交付してこれらを保管させなければならない。

（保証書の保管替え）

第33条 所長等は、保証書を他の地方出入国在留管理官署の主任審査官に保管替えするときは、保証書保管替通知書（別記第19号様式）にこれを添付し、送付しなければならない。

2 所長等は、前項の規定により保管替えするときは、保証書の写しを作成し、保管しなければならない。

3 第1項の規定により保証書保管替通知書及び保証書の送付を受けた主任審査官は、速やかに保証書保管替受領書（別記第20号様式）を保管替えした所長等に送付しなければならない。

（帳簿）

第34条 歳入歳出外現金出納官吏は、保証書受払簿（別記第21号様式）を備え、受払いを記帳の都度、所長等の検印を受けなければならない。

（書類の編てつ保管）

第35条 歳入歳出外現金出納官吏は、各年度の間に年度を記載した仕切りを付し、毎会計年度間における保証書の受入れ、返還及び保管替えを取りまとめ、保証書受入れ返還明細書（別記第22号様式）を作成し、返還又は保管替えを了した関係書類を編てつし、これらの書類を保管しなければならない。

2 保証書を保管替えしたときは、保証書保管替通知書の写し、保証書の写し及び保証書保管替受領書の順に編てつする。

（保証書の返還）

第36条 所長等は、保証書に記載された保証金の額の全部の納付があったとき、又は被仮放免者が第29条第1項各号の一に該当するときは、保証書とその提出者に返還しなければならない。ただし、保証書を提出した者が所在不明その他の理由により返還できないときは、これを当該仮放免に関する書類に編てつして保管する。

2 前項の規定により保証書を返還したときは、返還を受けた者から受領書を徴しなければならない。

（保証金の没取）

第37条 所長等は、仮放免を取り消したときは、保証金没取書（別記第23号様式）を作成するとともに、保証金没取通知書（施行規則別記第71号様式）を保証金の

納付者に交付しなければならない。

2 保証金は、次の基準に基づき没取する。

(1) 逃亡し、又は正当な理由がなくて呼出に応じなかった者 保証金の全額

(2) 逃亡すると疑うに足りる相当の理由があることを理由とする者 保証金額の40パーセント以内

(3) 許可を受けないで住居を変更し、又は指定住居以外の地域に旅行し、又はその他の条件に違反した者で、仮放免中に刑事処分を受けているなど情状悪質と認められる者 保証金額の50パーセント以内

(4) その他の条件に違反した者で前号に該当する者以外の者 保証金額の30パーセント以内

3 保証書の提出者については、保証書に記載された保証金の全額を納付させた上、前項各号の基準に基づき没取する。

(歳入歳出外現金出納官吏への通知)

第38条 所長等は、保証金の納付、保管替え、没取及び還付並びに保証書の提出、保管替え及び返還については、速やかに通知書(別記第24号様式)をもって当該入国者収容所又は地方出入国在留管理官署の歳入歳出外現金出納官吏に通知しなければならない。

第7章 被仮放免者の動静監視

(動静監視依頼)

第39条 入国者収容所等の長は、被仮放免者の指定住居のある区域が他の地方出入国在留管理官署の管轄区域内であるときは、第3条の規定により仮放免の事務を移管する場合を除き、当該被仮放免者の指定住居のある区域を管轄する地方出入国在留管理官署の長に対し、仮放免許可書の写しを添付し、文書をもって当該被仮放免者の動静監視を依頼する。

2 地方出入国在留管理官署の長は、当該地方出入国在留管理官署の主任審査官が仮放免を許可したとき、又は仮放免事務の移管を受けたとき、及び前項の規定により動静監視の依頼を受けたときは、被仮放免者の指定住居のある区域を管轄する警視庁又は道府県警察本部に対し、仮放免許可書の写しを添付し、文書をもって当該被仮放免者の動静監視を依頼する。

3 地方出入国在留管理官署の長は、前項の規定により依頼する場合のほか、容疑事実又は退去強制事由が法第24条第4号チに該当する被仮放免者については、指定住居のある区域を管轄する地方厚生局麻薬取締部(同分室及び沖縄麻薬取締支所を含む。以下同じ。)に対し、仮放免許可書の写し及び写真を添付し、麻薬関係被仮放免者動静監視依頼書(別記第25号様式)をもって当該被仮放免者の動静監視を依頼する。

- 4 地方出入国在留管理官署の長は、前項の規定により依頼した場合において、その被仮放免者の指定住居の変更を許可したとき、又は一時旅行を許可したときは、動静監視依頼異動（解除）連絡書（別記第26号様式）をもって当該地方厚生局麻薬取締部にその旨を連絡する。ただし、指定住居の変更を許可した場合に、新たな指定住居が動静監視を依頼してある地方厚生局麻薬取締部以外の地方厚生局麻薬取締部の管轄になったときは、その旨をそれぞれの様式の備考欄に記載し、前者に対しては動静監視依頼解除を、後者に対しては新たに前項の依頼をする。
- 5 入国者収容所等の長は、前項までの規定により動静監視の依頼をした被仮放免者について、第29条第1項各号の一に該当するとき、その他動静監視を必要としなくなったときは、速やかに文書をもって動静監視を依頼した地方出入国在留管理官署、警視庁、道府県警察本部及び地方厚生局麻薬取締部に対し、その旨を連絡しなければならない。

（動静監視の命令）

- 第40条 地方出入国在留管理官署の長は、当該地方出入国在留管理官署で仮放免の事務を所掌しているとき、及び第39条第1項の規定により動静監視の依頼を受けたときは、所属の入国審査官又は入国警備官に当該被仮放免者の動静監視を命じなければならない。
- 2 前項の規定により命令を受けた入国審査官又は入国警備官は、被仮放免者の指定住居のある区域を管轄する警視庁又は道府県警察本部及び地方厚生局麻薬取締部と密接な連絡を保って動静を監視し、その結果を記載した動静監視結果報告書（別記第27号様式）を定期的に地方出入国在留管理官署の長に提出しなければならない。
 - 3 第39条第1項の規定により動静監視の依頼を受けている地方出入国在留管理官署の長は、前項の動静監視結果報告書を速やかに依頼した入国者収容所等の長に送付しなければならない。
 - 4 動静監視結果報告書の提出又は送付を受けた地方出入国在留管理官署の長は、直ちにこれを当該地方出入国在留管理官署の主任審査官に回付しなければならない。

（仮放免取消事由の報告）

- 第41条 入国審査官又は入国警備官は、被仮放免者について法第55条第1項に掲げる仮放免取消の事由があると思料するときは、直ちに報告書を作成し、疎明資料があればこれを添付し、意見を付して所属の地方出入国在留管理官署の長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、第39条第1項の規定により動静監視依頼を受けている地方出入国在留管理官署の長に当該報告書が提出されたときは、当該地方出入国在留管理官署の長は、これを速やかに動静監視を依頼した入国者収容所等の長に送付しなければならない。
 - 3 前2項の規定により報告書の提出又は送付を受けた地方出入国在留管理官署の長は、直ちにこれを当該地方出入国在留管理官署の主任審査官に回付しなければならない。

ない。

第8章 仮放免の取消し及び再収容

(仮放免の取消し)

第42条 所長等は、前条の報告書の提出又は送付を受けたときは、当該報告書を首席審査官に回付し、仮放免取消の事由の有無について調査させるものとする。

2 仮放免に関する事務を担当する入国審査官は、調査の結果、被仮放免者について仮放免取消の事由があると思料するときは、仮放免取消及び保証金没取関係決裁書(別記第28号様式)を所長等に提出する。

3 第8条第1項及び第2項の規定は、前項の決裁について準用する。

4 所長等は、被仮放免者が逃亡し、又は正当な理由がなく呼出しに応じないときは、直ちに仮放免を取り消し、その他の条件に違反し、又は逃亡すると疑うに足りる相当の理由があると認めるときは、仮放免の理由、違反の程度その他の情状を勘案し、相当と認めるときは、仮放免を取り消す。

(取消しによる再収容)

第43条 所長等は、仮放免を取り消したときは、仮放免取消書(施行規則別記第70号様式)を作成し、これを収容令書又は退去強制令書と共に所属の入国警備官に交付しなければならない。ただし、被仮放免者が現に審査又は口頭審理を受けているときは、当該審査又は口頭審理を担当している入国審査官又は特別審理官を通じて交付しなければならない。

2 入国警備官は、前項の場合において、直ちに仮放免取消書及び収容令書又は退去強制令書により仮放免を取り消された者を再収容しなければならない。

3 第15条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定により仮放免取消書を交付するときについて準用する。

(期間満了による再収容)

第44条 所長等は、被仮放免者の仮放免の期間が満了したときは、所属の入国警備官に収容令書又は退去強制令書を交付する。

2 入国警備官は、前項の場合において、期間満了後直ちに収容令書又は退去強制令書により再収容しなければならない。

3 第43条第2項の規定は、入国者収容所長又は主任審査官が仮放免の期間満了後にこれを取り消したときについて準用する。

(再収容の依頼)

第45条 入国者収容所等の長は、仮放免を取り消した者の住居が他の地方出入国在留管理官署の管轄区域内であるときは、当該地方出入国在留管理官署の長に仮放免取消書及び収容場所を変更した収容令書又は退去強制令書を添え、その者の再収容を依頼することができる。

(手配)

第46条 入国者収容所等の長は、被仮放免者が逃亡したことにより仮放免を取り消したときは、他の地方出入国在留管理官署の長に対し、仮放免取消書の写し及び収容令書又は退去強制令書の写しを添付し、手配書（別記第29号様式）をもって手配しなければならない。ただし、急速を要するときは、電話、電信等により仮放免を取り消した旨を告げて手配することができる。

2 前項の規定により手配を受けた地方出入国在留管理官署の入国警備官は、当該被手配者の所在の発見及び再収容に努めなければならない。

3 入国者収容所等の長は、第1項の場合において、必要と認めるときは、警察等関係機関に手配書（別記第30号様式）をもって手配する。

4 入国者収容所等の長は、被仮放免者を再収容したとき、その他手配を必要としなくなったときは、手配をした地方出入国在留管理官署の長に対し、速やかに手配書（解除）（別記第31号様式）をもって手配を解除するとともに、警察等関係機関に対しては、同手配書（解除）の写しを添付し、別記第32号様式により手配を解除しなければならない。

5 入国者収容所等の長は、被仮放免者が仮放免期間満了後所在不明となったときは、前4項に準じて措置する。

(再収容)

第47条 入国警備官は、この章の規定により仮放免を取り消された者又は仮放免期間が満了した者を再収容したときは、その旨を所長等（第45条及び前条第2項により再収容したときは、地方出入国在留管理官署の長）に報告する。

2 前条の報告を受けた地方出入国在留管理官署の長は、直ちに依頼又は手配をした入国者収容所等の長に再収容した旨を通知し、当該者に対するじ後の措置について協議する。

3 前項の規定により通知を受けた地方出入国在留管理官署の長は、その旨を当該地方出入国在留管理官署の主任審査官に連絡する。

第9章 雑 則

(簿冊)

第48条 入国者収容所等の長は、仮放免後速やかに、外国人出入国情報システムの仮放免一覧表を作成するとともに、仮放免許可申請書、添付書類、仮放免許可書の写し、収容令書又は退去強制令書の写し等仮放免に関する書類を被仮放免者ごとの簿冊に整理し、保管しなければならない。

2 前項に掲げる書類は、当該被仮放免者が本邦から退去し、又は在留特別許可になった日から1年間保存しなければならない。

(被仮放免者の整理番号等)

第49条 入国者収容所等の長は、所掌している被仮放免者全員について、被収令仮放免者と被退令仮放免者とを区別し、これらにそれぞれ一連の整理番号を付するものとする。

2 地方出入国在留管理官署の長は、入国者収容所等の長から第3条の規定による仮放免の事務の移管を受けた場合は、当該被仮放免者について、被収令仮放免者と被退令仮放免者を区別し、これらにそれぞれ一連の移管受理番号を付するとともに、仮放免移管受理台帳（別記第36号様式）を作成するものとする。

3 前項の場合においては、当該被仮放免者が所持する仮放免許可書の裏面（余白がない場合は、裏面に貼付した次葉紙）に、移管受理番号、移管を受けた地方出入国在留管理官署名及び被仮放免の到着を確認した日を付記の上、入国審査官認証印を押印するものとする。

（本庁への報告）

第50条 入国者収容所等の長は、第10条の規定により本庁長官の承認を得て仮放免を許可したときは、次項の規定により報告することとなる被退令仮放免者を除き、その許可年月日、身元保証人、指定住居、保証金、仮放免期間、条件等を速やかに本庁長官に報告しなければならない。

2 入国者収容所等の長は、新たに退令仮放免を許可したときは、被退令仮放免者調査表（別記第33号様式）を作成し、速やかに本庁長官に報告しなければならない。ただし、法第52条第4項の規定による許可を受けた者については、上記調査表の作成及び報告を省略することができる。

3 入国者収容所等の長は、仮放免を取り消したときは、仮放免取消調査票（別記第34号様式）を作成し、速やかに本庁長官に報告しなければならない。

4 地方出入国在留管理局支局の長は、前2項の報告をするときは、その写しを所属地方出入国在留管理局長に送付しなければならない。

附 則

この要領は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式

別記第1号様式	移管書
別記第2号様式	身元保証書
別記第3号様式	仮放免関係決裁書
別記第4号様式	求意見書
別記第5号様式	不許可通知書
別記第6号様式	仮放免許可書再交付申請書
別記第7号様式	誓約書
別記第8号様式	指定住居変更許可申請書
別記第9号様式	到着届
別記第10号様式	一時旅行許可申請書
別記第11号様式	一時旅行許可書
別記第12号様式	一時旅行期間延長許可申請書
別記第13号様式	仮放免期間延長許可申請書
別記第14号様式	仮放免期間延長
別記第15号様式	身元保証人変更許可申請書
別記第16号様式	身元保証人変更許可書
別記第17号様式	保証金納付者変更届
別記第18号様式	保証書差出許可申請書
別記第19号様式	保証書保管替通知書
別記第20号様式	保証書保管替受領書
別記第21号様式	保証書受払簿
別記第22号様式	保証書受入れ返還明細書
別記第23号様式	保証金没取書
別記第24号様式	通知書
別記第25号様式	麻薬関係被仮放免者動静監視依頼書
別記第26号様式	動静監視依頼異動・解除連絡書
別記第27号様式	動静監視結果報告書
別記第28号様式	仮放免取消及び保証金没取関係決裁書
別記第29号様式	手配書
別記第30号様式	手配書
別記第31号様式	手配書（解除）
別記第32号様式	手配解除
別記第33号様式	被退令仮放免者調査表
別記第34号様式	仮放免取消調査票
別記第35号様式	教示書
別記第36号様式	仮放免移管受理台帳